

鹿児島市営住宅募集の手引き

★申込書を記入する前に必ずお読みください。

市営住宅募集受付月は、6月・9月・12月・3月です。

申込受付日、募集住宅等が記載された『鹿児島市営住宅募集案内書』及び『入居申込書』は、各募集月の1日から配布します。

【配布場所】

(公財)鹿児島県住宅・建築総合センター 市営管理課
鹿児島市役所各支所、各市民サービスステーション

— 目 次 —

1. 市営住宅をお申込みの皆様へ	P. 1
2. 各申込受付会場案内図	P. 1 ~ 2
3. 申込資格	P. 3 ~ 6
4. 申込方法	P. 7
5. 募集する住宅	P. 7
6. 抽せん	P. 8
7. 仮当選、補欠当選	P. 8
8. 入居契約	P. 8
9. 特定優良賃貸住宅等のご案内	P. 9
10. インターネットによる市営住宅の情報提供	...	P. 10

問い合わせ先

鹿児島市営住宅指定管理者

(公財)鹿児島県住宅・建築総合センター 市営管理課 (鹿児島市役所 東別館4階 住宅課内)

電話 (直通) 099-808-7502

鹿児島市ホームページ URL (<http://www.city.kagoshima.lg.jp/>)

(トップページ > 暮らし > 生活・住まい>市営住宅)

1. 市営住宅をお申込みの皆様へ

市営住宅は、鹿児島市が公営住宅法等に基づいて、住宅に困窮する市民の方々に、健康で文化的な生活を営んでいただくために、国の補助を受けて建設した市民の大変な共有財産です。

また、団地の生活は共同生活ですので、皆様に明るく快適な生活を送っていただくために、入居にあたっていくつかの約束事があります。

特に、**犬・猫・鳥等、ペットの飼育はできません**ので、お申込みの際はご注意ください。

市営住宅の入居申込については、様々な条件がありますので、申込書を記入する前に、この手引きを必ずよくお読みください。

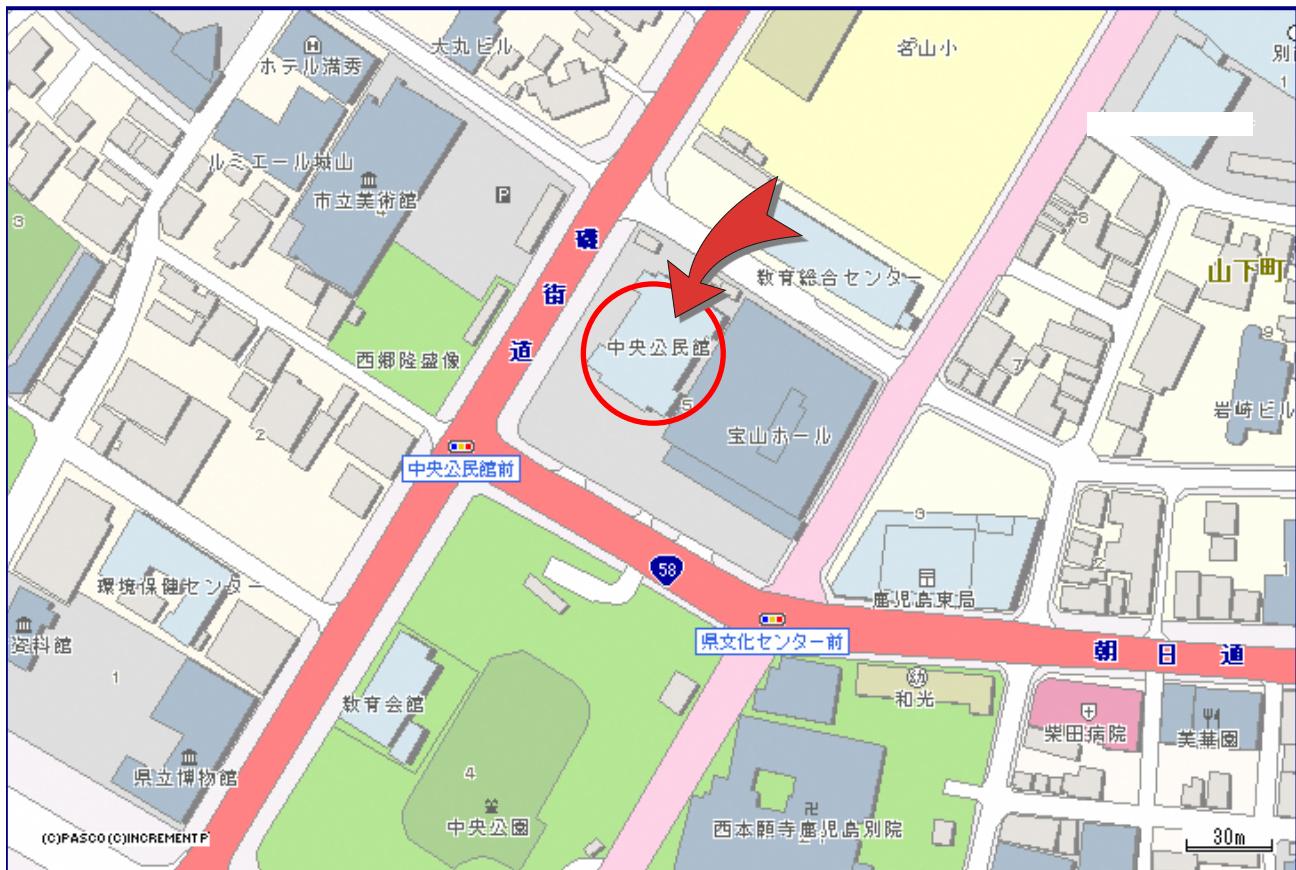
※ なお、**空き家住宅は以前に他の方が入居していた住宅です。最低限度の原状回復を行っていますが、新築住宅のような状態ではないことを、あらかじめご了承願います。**

2. 各申込受付会場案内図

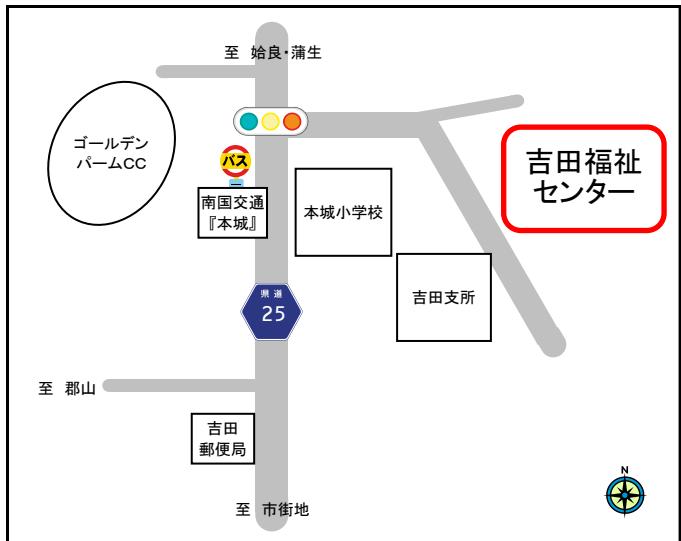
※ 鹿児島市中央公民館の受付会場は、駐車場を確保しておりません。

谷山市民会館は駐車場が少ないため、受付開始後2時間程度は混雑いたします。
公共の交通機関をご利用ください。

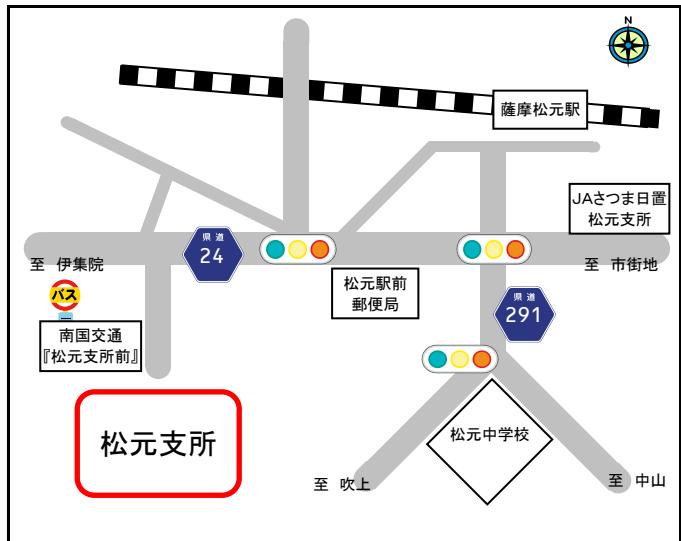
○鹿児島市中央公民館案内図（鹿児島市山下町5番9号）



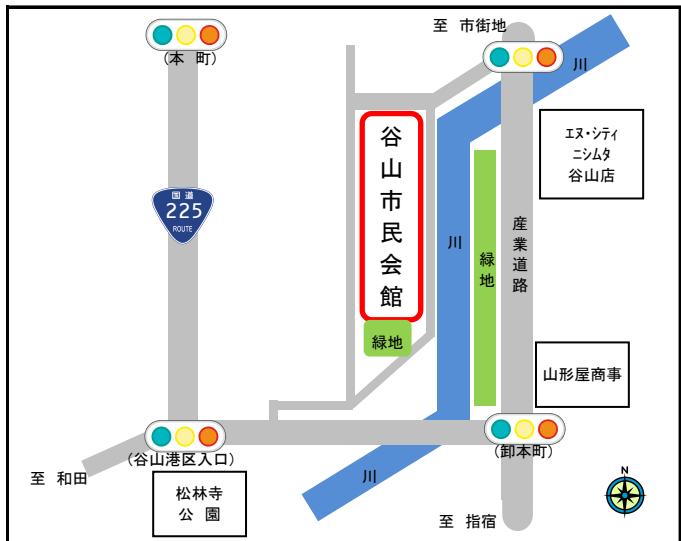
○ 吉田福祉センター（本城町1687番地2）



○ 松元支所（上谷口町2883番地）



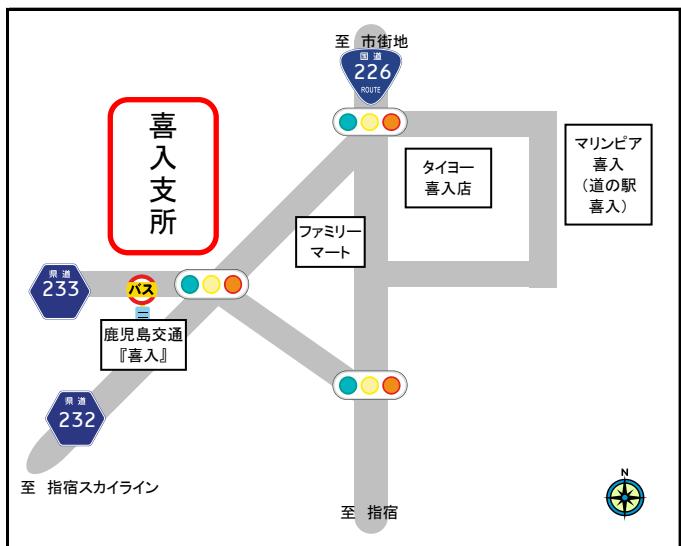
○ 谷山市民会館（谷山中央3丁目383番地16）



○ 桜島支所（桜島藤野町1439番地）



○ 喜入支所（喜入町7000番地）



○ 郡山支所（郡山町141番地）



3. 申込資格

(1) 2人以上で申し込みできる住宅

■一般住宅の申込資格

- ① 住宅に困っていることが明らかであること。
- ② 入居を希望する方全員が持ち家、貸家を所有していないこと。（競売落札、売買契約成立により家を手放すことが決まっていて、その証明書を提出できる方はご相談ください。）
※ 原則として、市営住宅や市内の県営住宅の名義人となっている方は申込みできません。（シルバーハウジング又は既存集落活性化住宅、地域活性化住宅への申込みを除く。）
- ③ 現に同居し、又は同居しようとする親族〔内縁関係（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるもの。以下同じ。）及び婚約者を含む。〕があること。
ただし、婚約中でお申込みの方は、入居契約までに婚姻届受理証明書が提出できること。
※ 家族を故意又は不自然に分割し、又は合併しての申込みはできません。
別居していても、戸籍上婚姻関係の場合は夫婦（家族）としての取り扱いになります。
※ 離婚調停裁判中の方、又はDV被害者の方はご相談ください。
- ④ 申込者及び同居親族の諸控除後の月収額（所得金額）が収入基準額内であること。（P4参照）
- ⑤ 申込者及び同居親族が暴力団員でないこと。（契約前に関係機関に照会して確認します。）
- ⑥ 家賃滞納等のため、訴訟等で市営住宅を明け渡した方や、現在、市営住宅明け渡し請求手続中の方、入居する世帯員の中に市営住宅使用料滞納者がいる方は申込みできません。

■特定目的住宅等の申込資格

前記の『一般住宅の申込資格』のほか、次の条件を備えていなければなりません。

目的別	申込みの条件
高齢者世帯向住宅	申込者が60歳以上で、同居親族が次の1つに該当する者のみからなる世帯 ①配偶者 ②18歳未満の子供 ③60歳以上の者 ④身体障害者手帳（4級以上）、精神障害者保健福祉手帳（2級以上）もしくは療育手帳（B1以上）の交付を受けている方
心身障害者世帯向住宅	申込者もしくは現に同居し、又は同居しようとする親族が、次の1つに該当する世帯 ①身体障害者手帳（4級以上）、精神障害者保健福祉手帳（2級以上）もしくは療育手帳（B1以上）の交付を受けている方 ②戦傷病者手帳（第1款症以上の戦傷病者）等の交付を受けている方
母子・父子世帯向住宅	配偶者（内縁の夫・妻又は婚約者を含む）のない者が、現に20歳未満の子供を同居扶養していること。
新婚・子育て世帯向住宅	新婚世帯、又は小学生以下の子供がいる世帯 ※新婚世帯とは、結婚後3年以内の若い夫婦、又は結婚予定者であること。
多子世帯向住宅	18歳未満の子供が3人以上いる世帯
車イス用住宅	申込者もしくは現に同居し、又は同居しようとする親族が、車イスを使用していること。
多数回申込者世帯向住宅	申込者の申込回数が20回目以上であること。
シルバーハウジング	次のいずれかに該当する世帯 ①60歳以上の者だけで構成される世帯 ②障害者だけで構成される世帯 ③障害者とその配偶者のみの世帯 ④障害者と60歳以上の者又は高齢者夫婦の世帯 ※高齢者夫婦とは、夫婦のどちらかが60歳以上であること。 ※現在、市営住宅に入居されている方も入居者資格が備われば申込みできますが、現在シルバーハウジングに入居されている方は除きます。 ※障害者とは、身体障害者手帳（1級から4級）、精神障害者保健福祉手帳（1級から3級）もしくは療育手帳（A1からB2）の交付を受けている方
既存集落活性化住宅	小学生以下の子供がいる世帯、又は若い夫婦の世帯 ※定期借家（期限付入居）となります。
地域活性化住宅	契約期間は、15年間又は現に同居している末子が中学校を卒業するまでの間のいずれか長い方となります。
子育て仕様・支援住宅	小学校就学前の子供を扶養する夫婦（子供と夫婦は親子関係に限る）世帯 ※定期借家（期限付入居）となります。 契約期間は、現に同居している末子が小学校を卒業するまでとなります。

(2) 単身で申し込みできる住宅

■特定目的住宅等の申込資格

- ① 住宅に困っていることが明らかであること。
- ② 入居を希望する方が持ち家、貸家を所有していないこと。（競売落札、売買契約成立により家を手放すことが決まっていて、その証明書を提出できる方はご相談ください。）
※ 原則として、市営住宅や市内の県営住宅の名義人となっている方は申込みできません。（シルバーハウジングへの申込みを除く。）
- ③ 申込者の諸控除後の月収額（所得金額）が収入基準額内であること。（(3)収入基準参照）
- ④ 申込者が暴力団員でないこと。（契約前に関係機関に照会して確認します。）
※ 家族を故意又は不自然に分割しての申込みはできません。
別居していても、戸籍上婚姻関係の場合は夫婦（家族）としての取り扱いになります。
- ⑤ 離婚調停裁判中の方、又はDV被害者の方はご相談ください。
- ⑥ 家賃滞納等のため、訴訟等で市営住宅を明け渡した方や、現在、市営住宅明け渡し請求手続中の方、入居する世帯員の中に市営住宅使用料滞納者がいる方は申込みできません。

目的別	申込みの条件
単身者向住宅	<p>次の1つに該当し、一人で生活できる方に限ります。介護事情が充実している方はご相談ください。</p> <p>①60歳以上 ②身体障害者手帳（1級から4級）の交付を受けている方 ③精神障害者保健福祉手帳（1級から3級）の交付を受けている方 ④療育手帳（A1からB2）の交付を受けている方 ⑤生活保護を受けている方 ⑥DV被害者 ⑦下記のいずれかに該当される方はご相談ください。 戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所入所者等</p>
単身高齢者向住宅	65歳以上の一人で生活できる方に限ります。
高齢者世帯向住宅	『単身者向住宅』の申込資格の条件を備えていること。 60歳以上の単身世帯
心身障害者世帯向住宅	『単身者向住宅』の申込資格の条件を備えていること。 ①身体障害者手帳（4級以上）、精神障害者保健福祉手帳（2級以上）もしくは療育手帳（B1以上）の交付を受けている方 ②戦傷病者手帳（第1款症以上の戦傷病者）等の交付を受けている方
車イス用住宅	『単身者向住宅』の申込資格の条件を備えていること。 申込者が、現に車イスを使用していること。
多数回申込者世帯向住宅	『単身者向住宅』の申込資格の条件を備えていること。 申込者の申込回数が20回目以上であること。
シルバーハウジング	<p>次のいずれかに該当する世帯。</p> <p>①60歳以上の単身世帯 ②障害者の単身世帯</p> <p>※現在、市営住宅に入居されている方も申込資格が備われば申込みできますが、現在シルバーハウジングに入居されている方は除きます。</p> <p>※障害者とは、身体障害者手帳（1級から4級）、精神障害者保健福祉手帳（1級から3級）もしくは療育手帳（A1からB2）の交付を受けている方</p>

(3) 収入基準

公営住宅	月収額 158,000円 以下	} であること。
公営住宅（裁量階層）	月収額 214,000円 以下	
改良・更新住宅	月収額 114,000円 以下	
改良・更新住宅（裁量階層）	月収額 139,000円 以下	
特定公共賃貸住宅 (中堅所得者向住宅)	月収額 158,001円 以上 487,000円 以下	
※ 月収額は、所得税法の例に準じて算出する額で、単なる月収入（手取額）ではありません。 計算方法は、5ページに記載してあります。		
※ 特定公共賃貸住宅(中堅所得者向住宅)は、主たる所得者が50歳未満の場合、月収額が10万4千円を超える、48万7千円以下で申込みできます。		
※ 裁量階層とは、次のいずれかに該当する方です。		
① 小学生以下の子供がいる世帯 ② 入居者又は同居者が、次に掲げる障害の程度の方 ア 身体障害者手帳（1級から4級）の交付を受けている方 イ 精神障害者保健福祉手帳（1級から2級）の交付を受けている方 ウ イに規定する精神障害の程度に相当する程度と認められる知的障害者 ③ 申込者が60歳以上の方で、同居者又は同居しようとする親族のいずれもが、60歳以上の方、又は18歳未満の方である場合 ④ 戦傷病者、原子爆弾被爆者、海外からの引揚者等に該当する方はご相談ください。		

◎ 収入基準は、公営住宅等に入居できる方の収入限度額のことと、次の計算式により算出します。

$$(\textcircled{A} \text{ 世帯全員の年間総所得額の計 } - \textcircled{B} \text{ 控除合計金額 }) \div 12 \text{ 月} = \text{月収額}$$

Ⓐ 年間総所得額の算出方法

Ⓐは、世帯全員の年間総所得額の計ですので、同居親族及び同居しようとする親族（内縁関係者及び婚約者を含む。）の所得も合算します。

所得額の確認方法

- 給与所得者の場合…「源泉徴収票」の給与所得控除後の金額
- 自営業の場合…「確定申告」の所得金額
- 年金の場合 … 「公的年金等の源泉徴収票」等の金額の合計から一定の控除をした額
例：65歳未満で年金130万円未満の場合 ⇒ 年金の合計額-70万円
例：65歳以上で年金330万円未満の場合 ⇒ 年金の合計額-120万円

■ 6・9・12月募集申込時の収入基準（月額）算出方法

- ☞ 前年の1月1日以前から現在の給与・年金を得ている世帯
…… 前年の総所得額
- ☞ 前年の1月2日以降、現在の給与・年金を得るようになった世帯
…… 現在の収入×12か月分を所得換算した額

■ 3月募集申込時の収入基準（月額）算出方法

- ☞ 前々年の1月1日以前から現在の給与・年金を得ている世帯
…… 前々年の総所得額
- ☞ 前々年の1月2日以降、現在の給与・年金を得るようになった世帯
…… 現在の収入×12か月分を所得換算した額

■ 特別な例

- ※ 募集月の月末までに退職予定の方の場合は、無収入で計算してください。
- ※ 現在、産前・産後休暇及び育児休暇中の場合は、勤務開始時期にかかわらず休職前の収入の12か月分を所得換算してください。

Ⓑ 控除合計金額の算出方法

下表の項目に該当する人数を計算式に当てはめて、合計額を算出します。

控除名	控除対象者の範囲	計算式
扶養・同居親族控除	申込者以外の入居家族及び別居している所得税法上の扶養親族	38万円×()人
老年扶養控除	70歳以上の扶養親族・配偶者	10万円×()人
特定扶養控除	16歳以上23歳未満の扶養親族 ※	25万円×()人
寡婦・寡夫控除	死別・離婚したのち婚姻をしていない者など ※	27万円×()人
特別障害者控除	申込者・扶養親族で1～2級の身体障害者など	40万円×()人
普通障害者控除	申込者・扶養親族で3～6級の身体障害者など	27万円×()人
合計		万円

※ 該当者の収入によっては、控除対象者として計算できない場合があります。

収入基準早見表

- ☞ 早見表は、世帯内の収入が給与所得者1人のみの場合の例です。
- ☞ 表中の年収とは、税込みの総収入です。
- (世帯構成で控除額が変わることがあります、その場合はこの限りではありません。)
- ☞ 収入の所得換算は所得税法に基づきます。

※ 世帯内に収入（給与所得や年金等）のある方が複数いる場合は、下記の早見表は適用できません。収入基準に対する判定が困難な場合は、住宅センター市営管理課へお問い合わせください。

■公営住宅

収入基準 (ランク)	世帯人員 (同居親族)	1人 (0人)	2人 (1人)	3人 (2人)	4人 (3人)	5人 (4人)
158,000円 以下 (一 般)	年収	2,967,999円 以下	3,511,999円 以下	3,995,999円 以下	4,471,999円 以下	4,947,999円 以下
	月収	247,333円 以下	292,666円 以下	332,999円 以下	372,666円 以下	412,333円 以下
214,000円 以下 (裁量階層)	年収	3,887,999円 以下	4,363,999円 以下	4,835,999円 以下	5,311,999円 以下	5,787,999円 以下
	月収	323,999円 以下	363,666円 以下	402,999円 以下	442,666円 以下	482,333円 以下

■改良・更新住宅

収入基準 (ランク)	世帯人員 (同居親族)	1人 (0人)	2人 (1人)	3人 (2人)	4人 (3人)	5人 (4人)
114,000円 以下 (一 般)	年収	2,211,999円 以下	2,755,999円 以下	3,299,999円 以下	3,811,999円 以下	4,287,999円 以下
	月収	184,333円 以下	229,666円 以下	274,999円 以下	317,666円 以下	357,333円 以下
139,000円 以下 (裁量階層)	年収	2,643,999円 以下	3,183,999円 以下	3,711,999円 以下	4,187,999円 以下	4,663,999円 以下
	月収	220,333円 以下	265,333円 以下	309,333円 以下	348,999円 以下	388,666円 以下

■特定公共賃貸住宅（中堅所得者向住宅）

収入基準 (ランク)	世帯人員 (同居親族)	2人 (1人)	3人 (2人)	4人 (3人)	5人 (4人)
104,001円 以上 (50歳未満)	年収	2,584,000円 以上	3,128,000円 以上	3,664,000円 以上	4,136,000円 以上
	月収	215,334円 以上	260,667円 以上	305,334円 以上	344,667円 以上
158,001円 以上 (50歳以上)	年収	3,512,000円 以上	3,996,000円 以上	4,472,000円 以上	4,948,000円 以上
	月収	292,667円 以上	333,000円 以上	372,667円 以上	412,334円 以上
487,000円 以下	年収	8,248,889円 以下	8,671,112円 以下	9,093,334円 以下	9,515,556円 以下
	月収	687,407円 以下	722,592円 以下	757,777円 以下	792,963円 以下

4. 申込方法

申込受付日・受付会場

■別冊『鹿児島市営住宅募集案内書』に掲載します。

市営住宅募集受付は、6月・9月・12月・3月の年4回行ないます。

『鹿児島市営住宅募集案内書』及び『入居申込書』は、各募集月の1日から配布します。

申込みに必要なもの

- (1) 鹿児島市営住宅入居申込書（別冊『鹿児島市営住宅募集案内書』に添付してあります。）
必要事項を記入し、申込者又は同居親族が申し込んでください。
※ 申込み世帯の状況等を熟知している方を、代理人として申し込みできます。
※ 申込み回数は、前回申込みの当選を辞退したり、市営住宅入居申込受付票を紛失した方、前回の申込みから1年以上経過している方は、1回目を記入してください。
- (2) 印かん
- (3) 市営住宅入居申込受付票（2回目以上の申込みとなる方のみ）
ただし、前回の申込みから1年を経過している方、前回の仮当選を辞退された方は除く。
受付時に受付票を持参されなかった場合は、1回目となります。

注意事項

■申込受付日の受付時間以外は、受付しておりません。

各受付会場では、受付時間終了まで整理券を発行し、番号順に受付しております。申込者が多い場合は、申込受付に時間がかかりますので、ご了承ください。

また、申込受付時に記入されると、全体の受付時間が長くなってしまいますので、申込書の記入を終えてから受付にお越しください。

■申込みは、1世帯1住宅で、複数の住宅の申込みはできません。

入居申込書の記載内容が事実と相違したり、重複して申込みされると失格となります。

入居する家族は、出生した場合を除き、入居申込書に記載された方以外は入居できません。

なお、入居のとき同居親族の異動等により、単身となった方も入居できません。

婚約中の申込みは、入居契約までに婚姻届受理証明書を住宅センター市営管理課へ提出できる方のみです。

■申込後、住所や職場が変わった場合には、ご連絡ください。

■申込者及び同居親族が暴力団員である場合は、申込みができません。

入居後に、名義人又は同居者が暴力団員であることが判明した場合、又は暴力団員となった場合は、退去していただきます。

■申込受付の延長

再募集住宅として募集してある住宅において、申込者数が募集戸数に達しなかった場合は、該当住宅に限り受付の延長を行ないます。詳しくは、別冊『鹿児島市営住宅募集案内書』に掲載します。

5. 募集する住宅

■募集する住宅については、別冊『鹿児島市営住宅募集案内書』に掲載します。

■市営住宅は、居住する場所（棟、部屋）を優先して建設しているため、住宅によって駐車場の数に差があります。このため、**全ての入居者に駐車場が確保されているわけではありません。**

また、空き駐車場があったとしても、1戸につき1台までしか駐車できません。

ツインハウス南林寺以外は、各住宅の自動車保管場所管理組合が駐車場を管理しています。

詳しくは、入居契約説明会後、個別に入居先の自動車保管場所管理組合へ問い合わせていただきます。

6. 抽せん

■ 抽せん日・抽せん時間については、別冊『鹿児島市営住宅募集案内書』に掲載します。

■ 申込み回数に応じて、抽せん玉を増やします。

申込み回数1～4回目 …… 抽せん玉1個 申込み回数5～8回目 …… 抽せん玉2個
申込み回数9回目以上 …… 抽せん玉3個

※ 前回申込みの当選辞退、受付票の紛失、1年以上申込みがない場合は、1回目になります。

※ 下記書類の提出のあったDV被害者は、抽せん玉を1つ増やします。ただし、上限は抽せん玉3個までです。詳しくは、住宅センター市営管理課（099-808-7502）まで。

必要書類：DV防止法の規定による一時保護、施設保護または母子生活支援施設による保護
終了後5年未満である証明書、地方裁判所の保護命令日後5年未満である証明書
のいずれか1つ

■ 募集戸数に応じて、補欠者の登録を行います。

■ 抽せんは公開抽せんで行い、当選された方を仮当選者として登録します。

当日、抽せん会場に来場された方の中から、代表者（2名）に抽せんを行っていただきます。
なお、抽せん会への出欠は、当落に関係ありません。

■ 抽せん結果の確認方法は、以下のとおりです。

- (1) 抽せん会終了後約10日間、住宅センター市営管理課（鹿児島市役所東別館4階）の廊下に掲示します。
- (2) 抽せん日の翌日（土日・休日を除く）から、各支所窓口でも確認できます。
- (3) 抽せん日の翌日から、鹿児島市ホームページ URL（<http://www.city.kagoshima.lg.jp/>）内の『トップページ>暮らし>生活・住まい>市営住宅』欄に掲載します。

7. 仮当選、補欠当選

■ 仮当選された方には、住宅センター市営管理課より通知します。

- (1) 仮当選者は、入居者資格確認のため、資格審査書類（住民票、収入証明書、資産証明書、健康保険証、各種手帳など）を提出していただきます。
- (2) 資格審査の結果、入居者資格を満たさない場合、仮当選は無効となります。
- (3) 資格審査の書類の提出期限を過ぎた場合、仮当選は無効となります。

■ 資格審査の結果、入居者資格を満たした方々に入居契約説明会を開きます。

■ 補欠当選の方は、仮当選者が辞退、又は当選無効となったとき、仮当選へ繰り上がります。
その際は住宅センター市営管理課より連絡をいたします。

※ 当選者から、入居する住宅の棟や階などを指定することはできません。

※ 家賃は、入居者の収入や住宅の規模・立地条件・築年数などに応じて毎年度決定します。

8. 入居契約

■ 契約には、敷金（月額住宅使用料の3か月分）と、連帯保証人2名（一定の給与収入・年金収入、または事業所得のある、原則として、鹿児島市内に居住している身元の確実な方）が必要となります。申込世帯員（入居予定者）は、連帯保証人になることはできません。

ただし、高齢者や障害者などは、連帯保証人1名を猶予できる場合があります。

なお、連帯保証人には、印鑑証明書と給与証明書等を提出してもらうことになります。

■ 入居者は、家賃の他に共益費（階段灯・エレベーター使用等の電気代、共同水道使用料など）の負担があります。

※ 契約時に提出していただいた書類はお返しできません。

9. 特定優良賃貸住宅等のご案内

鹿児島市から認定を受け、建設費の補助を受けた民間の賃貸住宅として『特定優良賃貸住宅（中堅所得者向け）』・『地域優良賃貸住宅（高齢者型）』があります。

■特定優良賃貸住宅（中堅所得者向け）

【対象】 ① 各種控除後の世帯平均月額所得が、原則として20万円（50歳未満は10万4千円）以上、60万1千円以下の世帯
② 同居親族がある など

【申し込み先（管理者）】

・あいハウジング（☎099-278-1111） ・アパートナー（☎099-222-6185）
・日本興業（☎099-213-0198）

■地域優良賃貸住宅（高齢者型）

【対象】 ① 60歳以上の単身世帯かどちらかが60歳以上の夫婦世帯等
② 各種控除後の世帯平均月額所得が、原則として48万7千円以下の世帯 など

【申し込み先（管理者）】

・ユーミーコーポレーション（☎099-229-8611） ・南国ハウス（☎099-227-2500）

【家賃の補助】

契約家賃は、周辺の民間賃貸住宅と同程度ですが、入居者の収入等により、家賃の減額の補助が受けられる場合があります。

□共通事項

【申し込みに必要なもの】

入居申込書、世帯全員の住民票、税証明書など

□空家状況

直接、各申し込み先（管理者）へお問い合わせください。

□問い合わせ先

ご不明な点につきましては、各申し込み先（管理者）又は鹿児島市住宅課計画係（電話：099-216-1363）まで、お問い合わせください。

■鹿児島県居住支援協議会についてのお知らせ

鹿児島県居住支援協議会では、住宅確保要配慮者（高齢者世帯、子育て世帯、所得（月額）が21万4千円以下の世帯等）の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、これらの世帯が入居できる民間賃貸住宅の情報提供等の支援を実施します。

□問い合わせ先

鹿児島県居住支援協議会事務局：（公財）鹿児島県住宅・建築総合センター内
(☎099-224-4543)

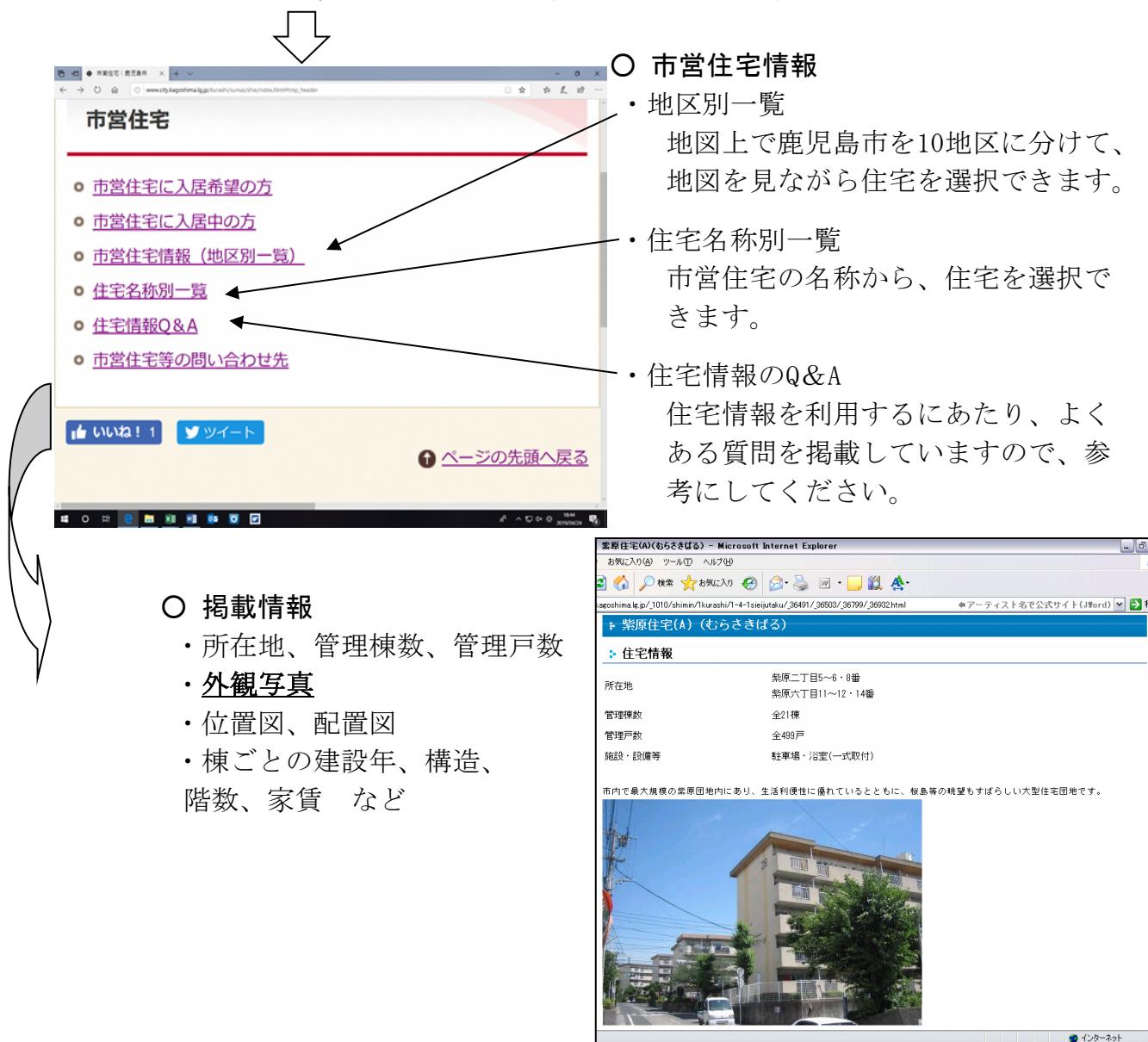
10. インターネットによる市営住宅の情報提供

鹿児島市のホームページ上で、市営住宅の情報を掲載しています。
募集住宅について、詳しく調べたい時などに、ご活用ください。

また、外観写真については、一部の住宅を撮影していることから、募集住宅と違う場合がありますので、ご了承ください。

■市営住宅情報の検索方法

- 鹿児島市ホームページ URL (<http://www.city.kagoshima.lg.jp/>)
(トップページ > 暮らし > 生活・住まい > 市営住宅)



○ 市営住宅情報

- ・ 地区別一覧
地図上で鹿児島市を10地区に分けて、地図を見ながら住宅を選択できます。
- ・ 住宅名称別一覧
市営住宅の名称から、住宅を選択できます。
- ・ 住宅情報のQ&A
住宅情報を利用するにあたり、よくある質問を掲載していますので、参考にしてください。

○ 掲載情報

- ・ 所在地、管理棟数、管理戸数
- ・ 外観写真
- ・ 位置図、配置図
- ・ 棟ごとの建設年、構造、階数、家賃 など

■かごしま i マップとリンク

住宅ごとの掲載情報の中にある“位置図”は、鹿児島市の地図情報システム「i マップ」とリンクしていますので、周辺の地理や施設を確認することができます。

■問い合わせ先

ご不明な点につきましては、市営住宅情報のページにある「住宅情報のQ&A」又は鹿児島市住宅課計画係（電話：099-216-1363）まで、お問い合わせください。

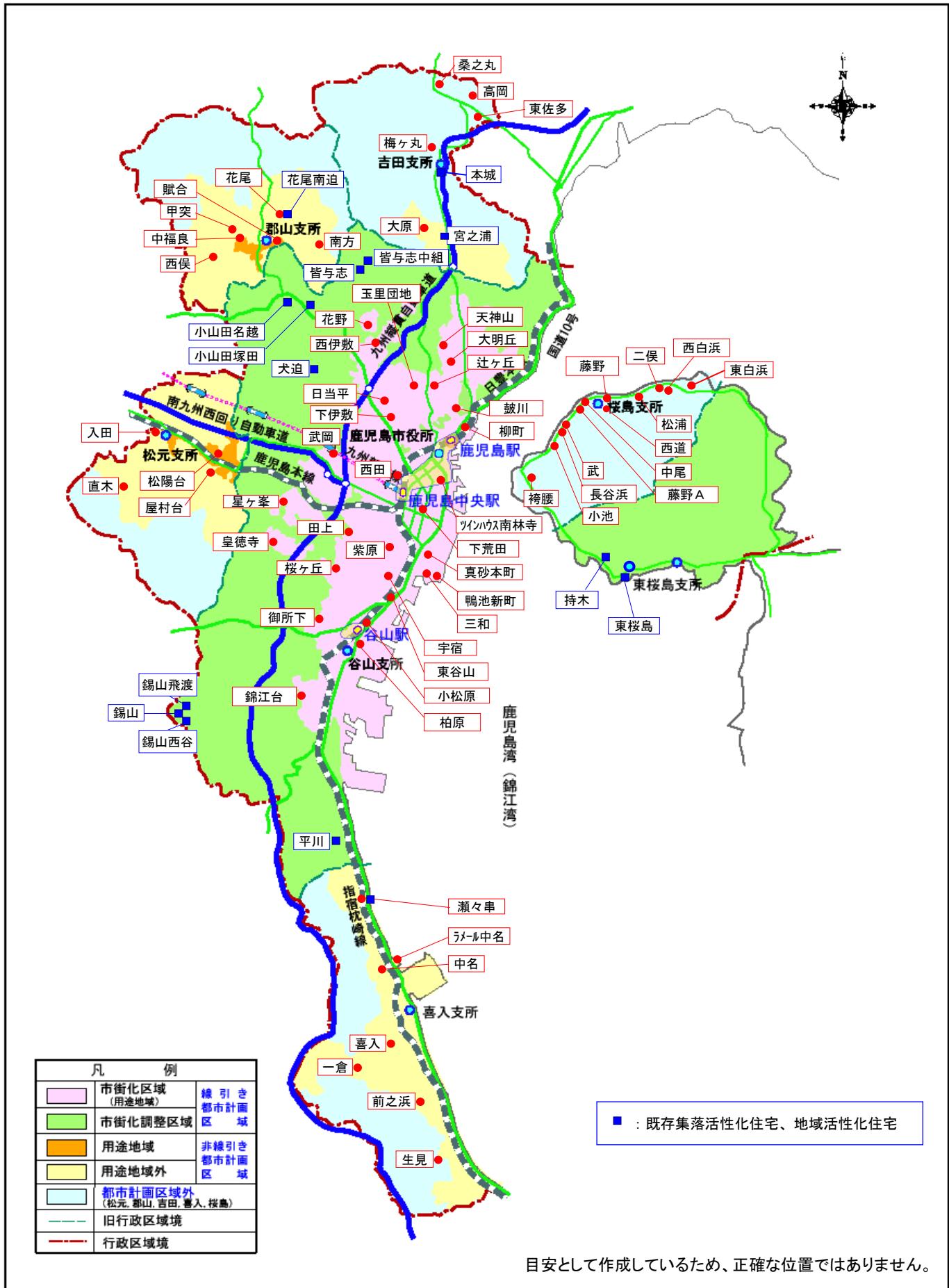
■鹿児島市営住宅所在地・公立小中学校区一覧表

平成31年4月1日現在

住 宅 名	所 在 地	小 学 校	中 学 校	
辻ヶ丘	東坂元二丁目7~9・11~12・20・41番	坂元台小	坂元中	
玉里団地	玉里団地三丁目46~47番	坂元小	坂元中	
大明丘	大明丘三丁目5番	大明丘小	吉野中	
天神山	吉野町807番地21~25	大明丘小	吉野中	
柳町	柳町1~2・4番	清水小	清水中	
鼓川	鼓川町5番41号	清水小	清水中	
ツインハウス南林寺	南林寺町2番1号	松原小	甲東中	
下荒田	下荒田一丁目37番	八幡小	天保山中	
皆与志	皆与志町4155番地	皆与志小	河頭中	
皆与志中組	皆与志町3372番地1・3559番地	皆与志小	河頭中	
小山田名越	小山田町3540・3797番地1	小山田小	河頭中	
小山田塚田	小山田町2番地・62番地・92番地1	小山田小	河頭中	
犬迫	犬迫町5828番地2	犬迫小	河頭中	
花野	花野光ヶ丘二丁目8・10番	花野小	緑丘中	
西伊敷	西伊敷三丁目35~36・40番	西伊敷小	緑丘中	
	西伊敷七丁目29・32~33・35番			
日当平 日当平(改良)	下伊敷二丁目21・26・30番	玉江小	伊敷中	
下伊敷	下伊敷一丁目15番	玉江小	伊敷中	
西田	西田二丁目29~30番	西田小	城西中	
武岡	武岡一丁目2番地1	武岡小	武岡中	
	武岡二丁目21~24番地1・26~27番地1			
	武岡五丁目29~34番	武岡台小		
星ヶ峯	星ヶ峯一丁目15~16番	星峯東小	星峯中	
	星ヶ峯二丁目26~27番			
	星ヶ峯四丁目32・42番	星峯西小		
	星ヶ峯五丁目14・44番			
	星ヶ峯六丁目2・17・22・23・40・63番地			
田上	広木二丁目2番	広木小	紫原中	
紫原	紫原一丁目3~5・20・22・56~57番	紫原小	紫原中	
	紫原二丁目5~6・8番			
	紫原六丁目11~12・14番			
桜ヶ丘	桜ヶ丘四丁目1番地3	桜丘東小	桜丘中	
皇徳寺	皇徳寺台四丁目27~28・32・74番	宮川小	皇徳寺中	
真砂本町	真砂本町5番	鴨池小	鴨池中	
鴨池新町	鴨池新町33・35番	鴨池小	鴨池中	
三和	三和町18・42・75~76番	南小	南中	
宇宿(六丁目)	宇宿六丁目1番	宇宿小	南中	
宇宿(一丁目)	宇宿一丁目40番	宇宿小	南中	
宇宿(三丁目)	宇宿三丁目29番	宇宿小	南中	
小松原	小松原二丁目16番7号	清和小	東谷山中	
東谷山	東谷山一丁目2番26号	東谷山小	東谷山中	
柏原	谷山中央二丁目4149番地2	谷山小	谷山中	

住 宅 名	所 在 地	小 学 校	中 学 校
御 所 下	上福元町5 8 9 0番地1	西谷山小	谷 山 中
錦 江 台	錦江台一丁目3 8 ~ 4 4 · 4 6 · 6 6番	錦江台小	和 田 中
錫 山	下福元町9 8 1 2番地2 1	錫山小	錫山中
錫 山 西 谷	下福元町1 1 5 2 8番地1	錫山小	錫山中
錫 山 飛 渡	下福元町9 8 1 7番地1	錫山小	錫山中
平 川	平川町3 8 5 3番地 · 3 8 7 0番地 · 3 8 6 5番地	平川小	福 平 中
東 佐 多	東佐多町2 2 3 4番地3 · 5	吉田小	吉田北中
桑 之 丸	西佐多町8 9 9番地6	吉田小	吉田北中
高 岡	東佐多町2 6 1 9番地2	吉田小	吉田北中
梅 ケ 丸	本城町6 3 9番地5	本城小	吉田南中
大 原	本名町1 1 3 7番地1 · 4	本名小	吉田南中
本 城	本城町1 5 3 5番地2	本城小	吉田南中
宮 之 浦	宮之浦町9 0 3番地1	宮小	吉田南中
持 木	持木町9 5番地1 · 9 8番地1	東桜島小	東桜島中
東 桜 島	東桜島町7 4 8番地1 · 8 8 4番地1	東桜島小	東桜島中
藤 野	桜島藤野町1 5 0 7番地 · 1 5 0 9番地	桜峰小	桜島中
西 道	桜島西道町7番地1	桜峰小	桜島中
中 尾	桜島藤野町1 1 9 3番地2	桜峰小	桜島中
松 浦	桜島松浦町1 2番地	桜峰小	桜島中
西 白 浜	桜島白浜町1 2 4 6番地5	桜峰小	桜島中
東 白 浜	桜島白浜町9 6 0番地1	桜峰小	桜島中
藤 野 (A)	武岡一丁目2番地1	桜峰小	桜島中
二 俣	桜島二俣町4 0 7番地3	桜峰小	桜島中
小 池	桜島赤生原町5 4番地1	桜洲小	桜島中
袴 腰	桜島横山町1 7 2 2番地1	桜洲小	桜島中
武	桜島武町1 2 0 0番地1	桜洲小	桜島中
長 谷 浜	桜島武町8 2番地	桜洲小	桜島中
屋 村 台	春山町1 6 5 0番地1 8	春山小	松元中
入 田	上谷口町9 0 1番地	松元小	松元中
松 陽 台	松陽台町4 2番地2	松元小	松元中
直 木	直木町4 3 4 5番地1 · 4 3 6 9番地1	東昌小	松元中
賦 合	油須木町2 6 0番地	郡山小	郡山中
西 俣	西俣町2 9 4 0番地	郡山小	郡山中
甲 突	郡山町2 5 5 1番地	郡山小	郡山中
中 福 良	郡山町2 5 1 7番地	郡山小	郡山中
南 方	東俣町6 7番地	南方小	郡山中
花 尾	花尾町2 2 4番地	花尾小	郡山中
花 尾 (第 2)	花尾町4 5 9番地4	花尾小	郡山中
花 尾 南 迫	花尾町1 3 1番地1	花尾小	郡山中
瀬 々 串	喜入瀬々串町3 1 8 4番地1 2 · 3 2 5 2番地1 · 3 2 5 3番地1	瀬々串小	喜入中
中 名	喜入中名町8 4 7番地1	中名小	喜入中
一 倉	喜入一倉町1 1 2 2 5 · 1 1 2 5 9 · 1 1 3 6 1 · 5 2 5 6番地	一倉小	喜入中
前 之 浜	喜入前之浜町7 9 7 8 · 8 3 4 1 · 8 3 5 0 ~ 8 3 5 1番地	前之浜小	喜入中
生 見	喜入生見町6 3 5 · 2 1 6 1 · 3 6 4 4 · 3 6 4 5番地	生見小	喜入中
ラ メ ー ル 中 名	喜入中名町1 0 0 0番地2 3 · 1 0 0 0番地4 1	中名小	喜入中
喜 入	喜入町8 2 3 4番地4	喜入小	喜入中

■市営住宅位置図



目安として作成しているため、正確な位置ではありません。

この印刷物は、紙へのリサイクルに適した材料を用いて作成しています。